

## 県有施設等における除染の実施状況と今後の取組について

平成 26 年 2 月 3 日

県民生活部原子力災害対策室

### 1 除染の実施状況について

県有施設の除染については、放射性物質汚染対処特措法の基本方針を踏まえ、関係市町の除染実施計画に基づき、平成 24 年度から学校や公園など子どもが利用する施設などを中心とした 24 施設において優先的に取り組み、平成 25 年度は、引き続き除染が必要な 5 施設と、新たに除染を実施する庁舎等 46 施設の除染に取り組んできたところであり、昨年末までに 2 カ年で予定した全ての県有施設 70 施設において除染等を終了した。その結果、概ねの施設において、空間放射線量率の大幅な低減を確認した。

#### 除染等を実施した県有施設

| 区 分       | 内 訳                  | 実施数  |
|-----------|----------------------|------|
| 学校施設      | 県立学校、児童養護施設          | 14施設 |
| 公園施設      | 都市公園、河川・ダム公園、自然公園施設等 | 20施設 |
| 牧草地       | 牧場                   | 1 施設 |
| 住宅等       | 県営住宅、駐在所等            | 18施設 |
| その他県民利用施設 | 庁舎、道の駅等              | 17施設 |
| 計         |                      | 70施設 |

### 2 今後の取組について

#### (1) 除染等を実施した施設

除染等を実施した上記施設においては、継続的にモニタリングを実施し、その結果等に基づき、対応を検討する。

#### (2) その他の施設

道路や森林等その他の県有施設等については、国の動向等を十分に踏まえ、関係市町の除染実施計画と整合を図りながら、除染等に組み込む。